

1. 東京小児療育病院 院内感染対策指針

東京小児療育病院（以下「病院」という。）は、利用者および職員に安全で快適な医療環境を提供するため、院内感染の予防と防止、発生時の対応および再発防止に取り組む基本的な考え方を以下のとおり定める。

1 院内感染対策に関する基本的な考え方

- 1) 院内感染の防止に留意し、感染症発生の際には拡大防止のためその原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。
- 2) 院内感染が発生した場合には、その原因を究明し、院内感染対策の改善につなげる。
- 3) 全職員が遵守すべき院内感染対策の具体的実施方法は、感染対策マニュアルに示す。
- 4) 全職員が院内感染対策を十分に理解し、感染症情報を共有し、院内感染の危険および発生に対して迅速に対応できるよう、研修や啓発を積極的に行う。

2 委員会・組織に関する基本的事項

<感染対策委員会>

感染対策委員会は院長の諮問機関であり、院内感染対策に関する問題点を把握し、改善策を講じ、院内感染予防と防止活動の中核的な役割を担う。院内感染対策の方針作成と最終の決定機関として機能する。各部門から選出された委員が出席し、会議を月1回開催する。病院における院内感染対策に関する業務の円滑な運営および適正化・効率化を推進するため、院長から指示された事項に関する検討・答申を実施し、組織横断的に活動する。

<感染対策実践チーム（ICT）>

院長直属のチームとして、院内における感染対策充実のため、実践的活動を組織横断的に行う。感染状況及び耐性菌、抗菌薬の使用状況の監視を継続し、目的に応じた部署の巡回を行い、院内感染予防と防止の観点から指導・改善活動を行う。

3 院内感染対策に関する職員研修

院内感染対策に対する意識の啓発、安全に業務を遂行するための知識と技術の向上を図ることを目的に、全職員を対象に職員研修を年2回以上開催する。学会等からの情報は、委員会で報告し、職員に伝達する。

4 感染症の発生状況の報告

院内感染事例や法令に定められた感染症について、行政機関に届け出を行う。職員は感染症が発生した場合、感染対策マニュアルに則り、速やかに報告する。

5 院内感染発生時の対応

院内感染の発生が疑われる事例が発生した場合には、ICTは状況を確認し、関係部署と協力し防止対策を講じる。なお、重大な感染事例発生の場合は、感染対策委員会委員長は臨時感染対策委員会を招集し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立

案し実施する。また、国内や多摩地区での感染症の流行状況を適時配信し、市中感染対策を職員に提示する。

6 利用者に関する情報提供と説明

本指針は、利用者および家族が閲覧できるものとし、病院ホームページ等において一般に公開する。利用者および家族に対し、感染症の説明とともに、感染予防と防止の意義と基本手技についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

7 その他の病院内における院内感染対策の推進

1) 手指衛生

感染対策の基本として、石鹸と流水、または擦式手指消毒剤による手指衛生を適切に行う。手指衛生の重要性について全職員が認識し、正しい手指衛生が行え、遵守率が向上するよう現場への指導・教育を行う。

2) 感染経路の遮断

標準予防策を遵守し、使用目的・方法に合った適切な個人防護具を正しく用いる。個人防護具を適切に配備し、その適切な使用、遵守率向上のため積極的に指導・教育を行う。付加的対策として、疾患および病態等に応じて、標準予防策に加え、感染経路別予防策を追加して実施する。

3) 環境整備

利用者周囲環境は、1日1回以上の清掃を行う。必要に応じて、適切な消毒薬を用いて清拭消毒を行う。

4) 交差感染防止

個人防護具を適切に使用する。感染を伝播する可能性の高い利用者は、個室または集団隔離を行い、感染の拡大を防止する。

5) 消毒薬の適正使用

環境消毒薬と生体消毒薬を区別し、正しく用いる。消毒薬は、皮膚損傷、組織毒性、環境に使用する際の影響を考慮し適切に用いる。

6) 抗菌薬の適正使用

対象微生物と対象臓器の組織内濃度を考慮して適正量を投与する。分離細菌の薬剤感受性検査結果に基づいて抗菌薬を選択する。特別な例を除いて、1つの抗菌薬を長期間連続使用することは避ける。

7) 職業感染対策

予防接種で発症阻止または重症化防止が可能な疾患に対しては、適切なワクチン接種を指導する。注射針、縫合針等鋭利なもの取り扱いには十分配慮し、安全な方法を採用する。針刺し防止のため、基本的にリキャップは行わず、針捨てBOXに廃棄する。

本指針は、平成22年10月1日より実施する。
平成26年11月1日改訂
平成27年 4月1日改訂